

岡山学芸館清秀中学校・高等部 いじめ防止基本方針

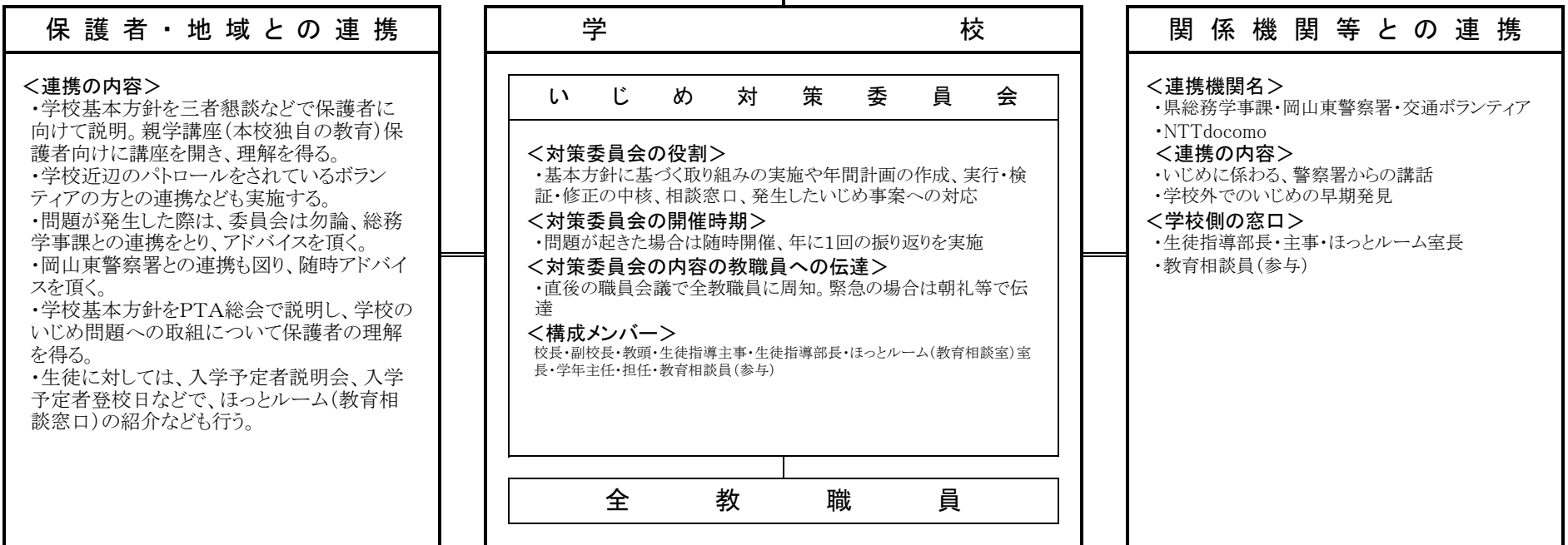
平成30年4月 策定

いじめに関する現状と課題

・本校は、中学校1学年2クラス(計6クラス)、高等学校1学年1クラス(計3クラス)の小規模校である。しかしながら年々在籍生徒数も増えてきており、生徒の持つ個性・価値観は多様化している傾向にある。個々人の家庭環境や成長過程にあわせ、それぞれに適切な対応をすることが課題である。また、スマートフォンの普及により、問題が水面下で進行しやすい現状を踏まえ、本校では携帯電話の所持を完全許可制にしており、中学校段階においてはSNSの取得・使用を禁止している。入学説明会や入学予定者登校日においても、生徒指導部からスマートフォンを生徒に所持させる危険性については十分に話をしているが、SMS等でのトラブルは起こることもある。SMSでのトラブルに関しては、教員が生徒の表情や言動から、問題をいち早く察知し、すぐさま対応することが求められている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・本校では生徒指導の基本的な手法として、平成12年よりゼロトレランスの手法を用いている。教師は小さな問題行動を見落とすことなく、駄目なものは駄目として、徹底的に教職員教育を実施している。具体的には、細かな違反行為を全て書き出し、責任教育ガイドラインとして生徒・教職員が目で見えて確認できる生徒指導マニュアルを作成した。いじめに関しては発見することが極めて難しく、対処が遅れるというケースが多いが、本校に於いては、教員間で情報を共有することによって、全ての生徒の様子を全教職員が共通認識し、素早い対応が出来る。ただ、近年のSNSの問題については、校内の教職員の対応だけでは解決は難しく、専門家の講演なども計画し、対策を検討している。
 <重点となる取組>・学校をあげた積極的な取り組みを推進する為、いじめ対策委員会には、生徒指導部以外にも各学年の教職員、養護教諭、教育相談員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決の為に取り組みを行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	い じ め の 防 止	<p>(教員研修)</p> <p>いじめの傾向の変化に伴い、スマートフォン・携帯電話によるいじめ問題がメインとなっている現状から、教職員のいじめに対する指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招き、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</p> <p>(居場所づくり)</p> <p>日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</p> <p>(情報モラル教育)</p> <p>ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を行う。</p> <p>(ほっとルームの活用)</p> <p>新入生希望者とその保護者には入学前にほっとルームのオープンハウスを実施する。ほっとルームがどういう場所か理解していただくとともに、新入生の情報を入手し、それを全教員で共有することが目的である。また、このオープンハウスには教育相談員も同席し、それぞれの状況に応じた、適切なアドバイスを施す。</p> <p>(7つの習慣Jの導入)</p> <p>本校では、好ましい人間関係を形成するきっかけとして7つの習慣Jの授業を取り入れている。</p>
②	早 期 発 見	<p>(実態把握)</p> <p>LHRなどの時間を利用し、生徒の実態把握のための聞き取りを実施し、生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p>(相談体制の確立)</p> <p>各担任は生徒の実態を把握し、必要に応じて教育相談室(ほっとルーム)との連携を密にとり、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</p> <p>(情報共有)</p> <p>生徒の気になる変化や行為があった場合、シームズ指導記録への入力により、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制にしておく。</p> <p>(家庭への啓発)</p> <p>家庭(保護者)・生徒・担任の密な連携を図ることにより、いじめの早期発見に繋ぐ。また清秀ノート(日々の記録)を用いて担任とのコミュニケーションを大事にし、異変があればすぐに該当生徒を呼び出し、事情を確認し、必要に応じて指導を行う。</p>
③	い じ め へ の 対 処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <p>いじめを受けているとの通報があったり、その可能性が明らかになった場合は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</p> <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <p>いじめが確認された場合は、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、該当生徒及びその保護者に対して電話連絡等、支援を行う。</p> <p>(いじめた生徒への指導)</p> <p>いじめた生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響などに気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、該当生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得、健全な人間関係を育むことが出来るよう指導を行う。</p>